

新旧対照表（千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の一部改正）

改正前	改正後
<p>第1条（略）</p> <p>（対象施設）</p> <p>第2条 この要綱の<u>対象施設</u>は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として<u>設置されるボイラー</u>（以下「発電ボイラー」という。）及び別表第1の29の項から<u>32の項</u>に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。）とする。ただし、本市及び千葉県と環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した者が、当該協定書の対象とする工場に設置する施設は除く。</p> <p>（指導基準）</p> <p>第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度（以下「指導基準」という。）は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。</p> <p><u>2</u> 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。</p> <p>（排出口の高さ）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（エネルギーの有効利用）</p> <p>第5条 <u>発電ボイラー及びガスタービン等</u>において発生した熱及び蒸気等の未利用エネルギーについては、工場又は事業場内で有効利用を</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（対象施設）</p> <p>第2条 この要綱の<u>対象となる施設</u>は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として<u>設置されるもの</u>（以下「発電ボイラー」という。）及び別表第1の29の項から<u>32の項</u>までに掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。）とする。ただし、本市及び千葉県と環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した者が、当該協定書の対象とする工場に設置する施設は除く。</p> <p>（指導基準）</p> <p>第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度（以下「指導基準」という。）は、<u>別表（1）</u>に定めるとおりとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、発電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。）が発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下同じ。）の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は、<u>別表（2）</u>に定めるとおりとする。</p> <p><u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の指導基準は、<u>別表（3）</u>に定めるとおりとする。ただし、これらの施設（発電事業の用に供するものに限る。）の定格出力の合計が3,000kW未満の工場又は事業場にあつては、これらの施設の指導基準は<u>別表（1）</u>に定めるとおりとする。</p> <p><u>4</u> 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前各項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。</p> <p>（排出口の高さの確保等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（エネルギーの有効利用）</p> <p>第5条 <u>発電ボイラー及びガスタービン等</u>により生産される電力（発電事業者が売電のために発電した電力を除く。）、熱及び蒸気等のエネ</p>

改正前	改正後
<p>図るとともに、工場又は事業場間利用及び地域還元に努めるものとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(転用)</p> <p>第7条 既設の発電ボイラーを<u>発電事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。）</u>に供する施設に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(製造業者等に対する指導)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市長は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関（専ら非常時において用いられるものを除く。）の製造業者・販売業者等に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等（設置の工事が着手されたものを含む。）に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表（<u>(2) (1)以外の施設の指導基準の表</u>）ガスタービンの項中「20」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあるのは「600」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>ルギー</u>については、工場又は事業場内で有効利用を図るとともに、工場又は事業場間利用及び地域還元に努めるものとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(転用等)</p> <p>第7条 既設の発電ボイラーを<u>発電事業の用に供する施設に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>事業者が新たに発電事業者に該当することとなった場合は、その届出（電気事業法第27条の27第1項に規定する届出をいう。）の日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>発電事業者の工場又は事業場において、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を発電事業の用に供する施設として設置し、又は転用することにより、これらの施設の定格出力の合計が3,000kW以上となる場合は、当該設置又は転用をする日を設置の日とみなして第3条第3項の規定を適用する。</u></p> <p>(製造業者等に対する指導)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市長は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関（<u>これらのうち、専ら非常時において用いられるものを除く。</u>）の製造業者・販売業者等に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等（設置の工事が着手されたものを含む。）に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表（<u>(1)の表</u>）ガスタービンの項中「20」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあるのは「600」と読み替えるものとする。</p>

改正前

改正後

別表（第3条）

（1）発電事業者（電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。）が事業に供する施設の指導基準

施設の 種類	定格出力（万Kw）		
	5未満	5以上 15未満	15以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

（2）（1）以外の施設の指導基準

施設の種類	指導基準値
発電ボイラー	40 ppm
ガスタービン	20 ppm
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	200 ppm
ガソリン機関	200 ppm

備考 別表の排出基準値は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

（略）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

2 この要綱の規定にかかわらず、平成30年7月24日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、なお従前の例による。

別表（第3条）

（1）

施設の種類	指導基準
発電ボイラー	40 ppm
ガスタービン	20 ppm
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	200 ppm
ガソリン機関	200 ppm

（2）

施設の 種類	指導基準		
	定格出力（万kW）		
	5未満	5以上 15未満	15以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

（3）

施設の種類	指導基準
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	40 ppm
ガソリン機関	200 ppm

備考 別表の濃度は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

（略）

